

保護者の皆様へ

発熱等がある場合の相談・受診等について

- ◆発熱等の症状がある場合は、
まずは、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話でご相談ください。

※直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話で相談を
お願いします。

- ◆かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は以下の【相談窓口】に電話でご相談ください。

【相談窓口】

○発熱相談センター

- ・千葉県発熱相談コールセンター
- ・千葉市・船橋市・柏市の各相談センター

○市町村役場（千葉市・船橋市・柏市を除く）

○発熱相談医療機関

※各相談窓口の電話番号等は千葉県ホームページを参照してください。

- ◆次の＜相談・受診の目安＞にあてはまる場合は、すぐに相談してください。

＜相談・受診の目安＞

少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。
(該当しない場合も相談可)

- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

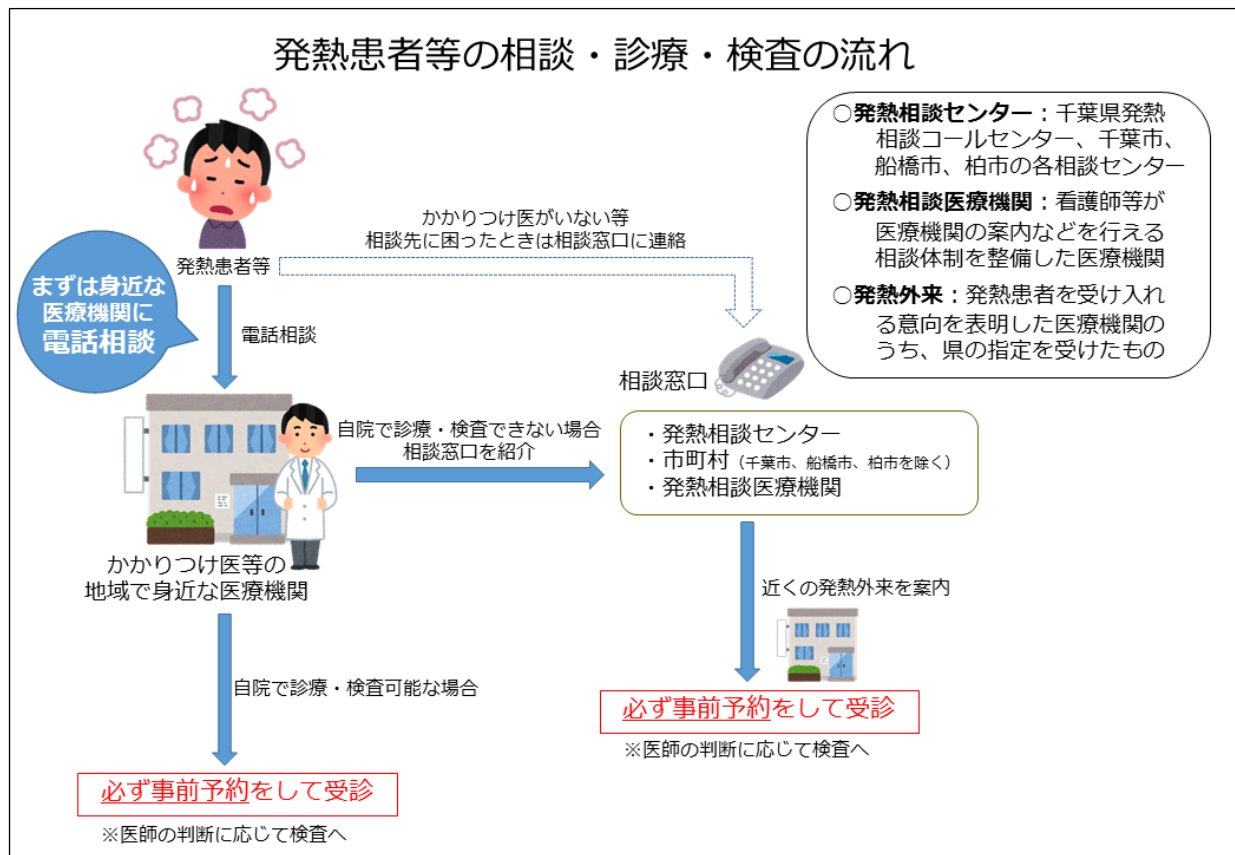
- ◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

- ◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
(症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様)

- ◆小児は小児科医による診察が望ましいとされ、かかりつけ小児医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」にご相談ください。
(ただし、検査についてはこれまでどおり医師が個別に判断します。)

(裏面へ続きます)

◆発熱等がある場合の相談・受診等の流れ



※千葉県ホームページ「熱があるときは」より